

# No.27

公園・緑地の評価調書

# 120 桜島児童公園

(平成25年1月21日)

# 桜島児童公園の見直し方針

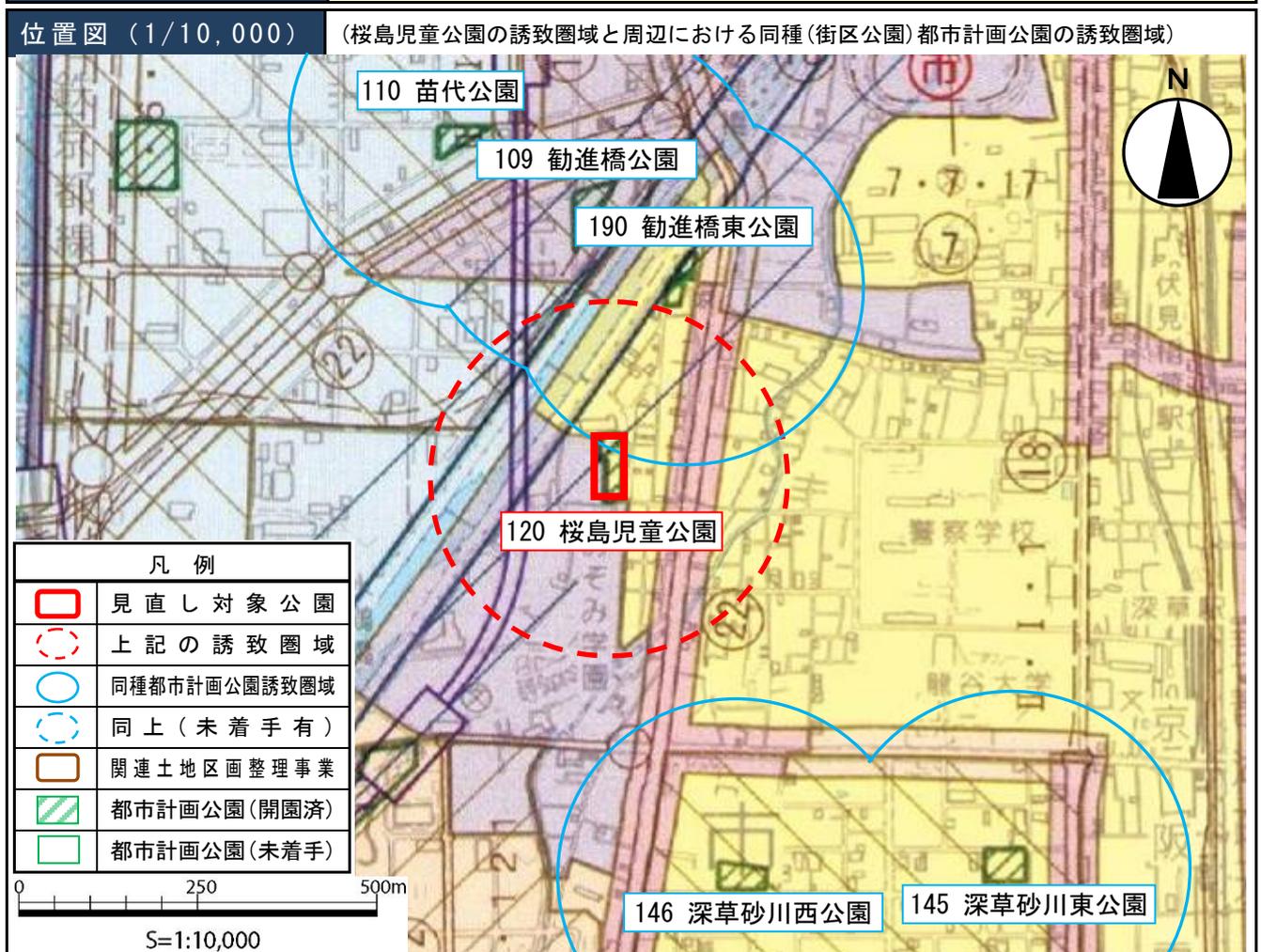
## 1. 見直し案

開園面積は0.109haとなっているが、実際の開園面積は0.223haであることから、開園面積が実態と整合するよう修正する。なお、都市計画の変更は必要ない。



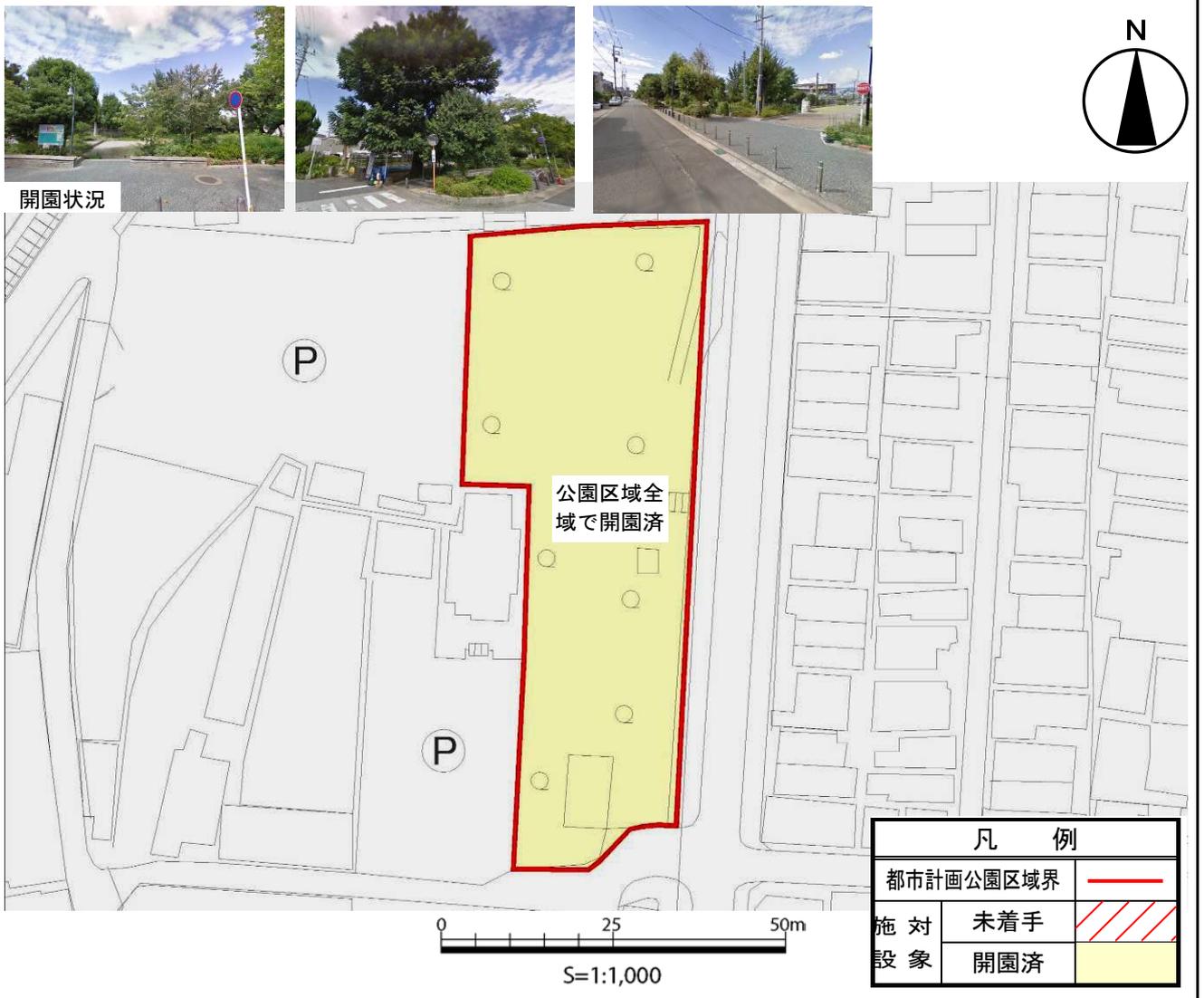
## 2. 公園の概要

公園名称（ふりがな）	桜島児童公園（さくらじまじ どうこうえん）	都市計画番号	120
公園位置	伏見区深草向河原町他	公園種別	街区公園
都市計画決定告示（当初）	昭和34年3月30日	区域面積（当初）	0.223ha
事業認可	—	経過年数（平成24年3月31日基準）	53年
都市計画決定理由等	<p>本公園を予定している岩倉地区には今日まで、この種施設がなく、又近時住宅建設に伴って周辺の様子が推移しつつあるので、住宅団地内にある他公園とともに本案のように決定し、市民の慰養休養の施設に供しようとするものである。（岩倉児童公園とともに決定）</p> <p>桜島児童公園は深草下川原と同向河原にまたがった0.223haの市有の鴨川廃川敷であり、付近に府営、市営の住宅が建設され、公園に対する地元の要望が強いところである。（説明文より）</p>		
都市計画決定告示（最終）	変更なし	区域面積（最終）	0.223ha
都市計画変更の内容	—	用途地域（容積率）	第一種住居地域（200%）
都市計画施設等	—		
上位計画等での位置付け	個別具体の記述なし		
地域防災計画	位置付けなし		



開園状況	全域開園済(開園面積の誤り)	公園設置年月日	昭和35年3月31日
現在の開園面積	0.109ha(開園面積錯誤 0.223ha)	未着手面積	0.114ha(0.00ha) (未着手率:51.1%)
整備の経過と現在の状況	鴨川改修工事によって生じた廃川敷地を府より市へ無償交付を受け、公園敷地として昭和33年度より工事に着手し、広場その他公園施設を整備した。更に昭和34年度に拡張し、昭和35年3月31日に開園している。全域で開園済。施設の現況:広場、パーゴラ、滑り台、ブランコ、ベンチ等		
未着手部分の土地利用	-		
樹林地等の有無	該当なし。		
現時点での整備予定	全域開園済。		
整備の遅れによる地域の問題・課題	特になし。		
都市計画決定と開園部の整合状況	都市計画決定と開園状況には不整合がある。(開園面積は0.109haとなっているが、実際には都市計画公園全域で開園済であり、開園面積の錯誤であると推定され、実際の開園面積は0.223haである。)		

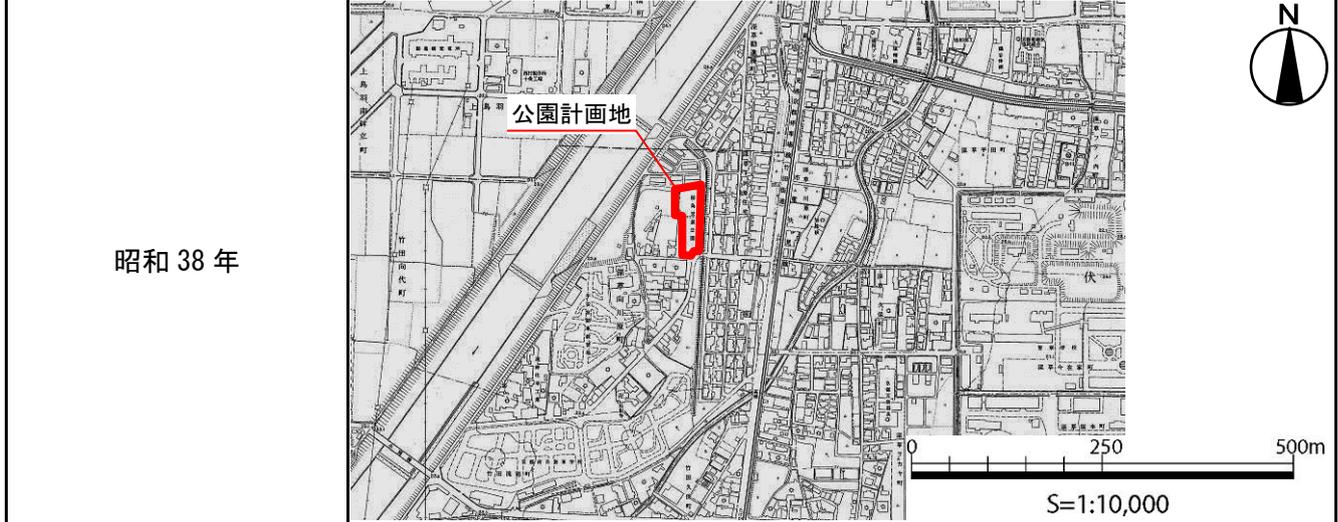
都市計画公園区域と未着手区域(1/1,000)



**公園周辺の市街化の変遷** 昭和38年の地図では、公園計画地は公園となっている（昭和35年公園設置）。その後、昭和50年、平成6年の地図では、周辺地域の宅地化が進展している。

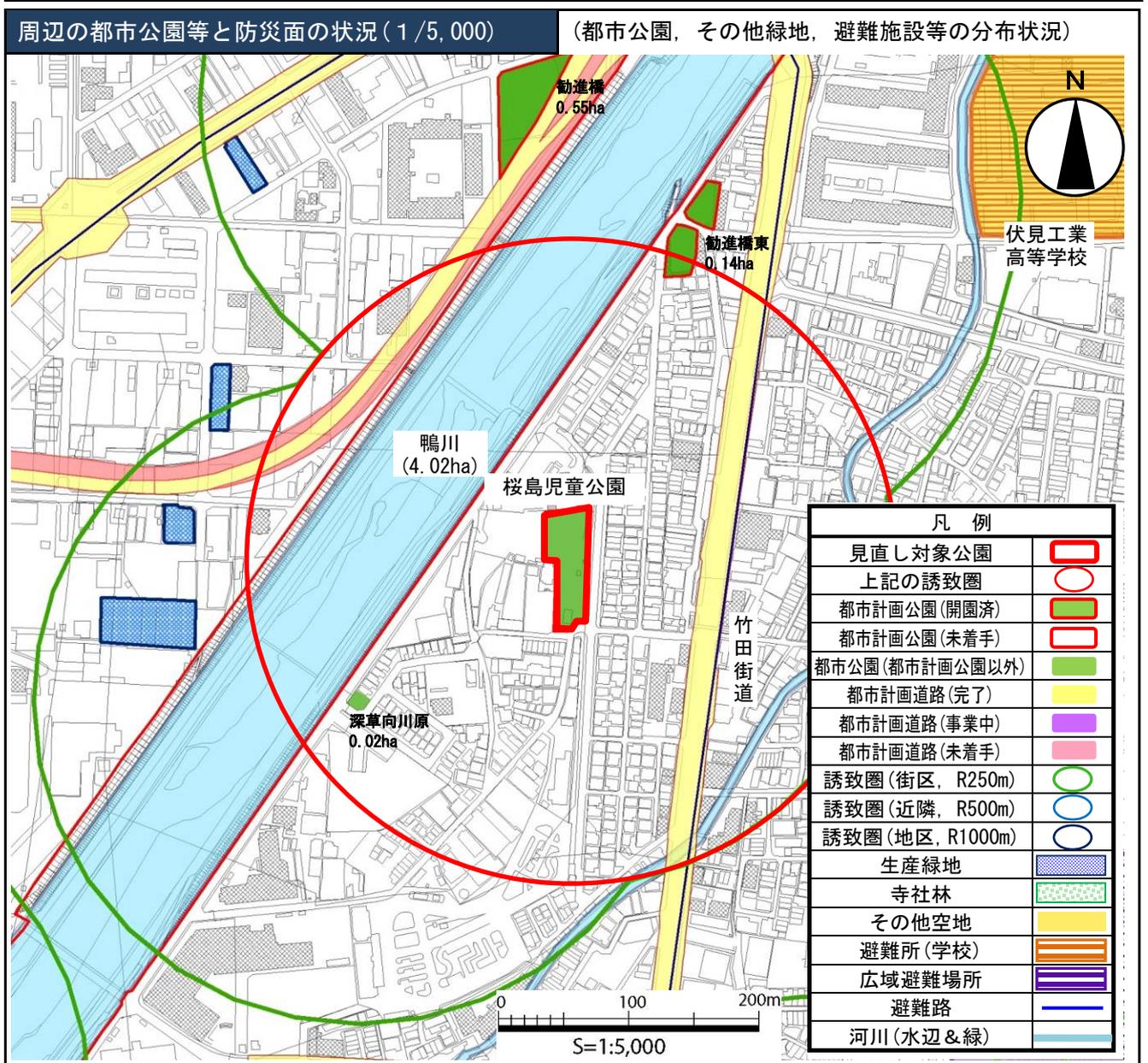
**現在人口及び人口密度（誘致圏内の町丁目人口）** 人口：2,898人、面積：27.1ha、人口密度：106.8人/ha  
 （誘致圏を構成する概ねの町別（3町）人口（国勢調査（H22.10.1））及び面積の合計）  
**誘致圏域（19.6ha）に換算した人口：2,096人**

**市街化の変遷図** 1/10,000



都市公園等の 配置状況	近隣公園上	誘致圏外	・(都)竹田公園(2.1ha, 開園部分, 500m南西)
	街区公園	誘致圏内 (小計: 0.26ha)	・(都)桜島児童公園(0.22ha, (面積修正)) ・(都)勸進橋東公園(0.14haのうち0.02ha, 250m北) ・深草向川原公園(0.02ha, 200m南西)
		誘致圏外	・(都)勸進橋公園(0.55ha, 300m北) ・(都)苗代公園(0.17ha, 500m北西)
	その他緑地	誘致圏内	・鴨川(4.02haのうち開園部分は0ha)
	その他空地	誘致圏内	—

避難施設等の 分布状況	広域避難場所	京都府警察学校グラウンド・龍谷大学構内
	避難所	伏見工業高等学校: 誘致圏外
	避難路	竹田街道(22m, 南北方向)



# No.28

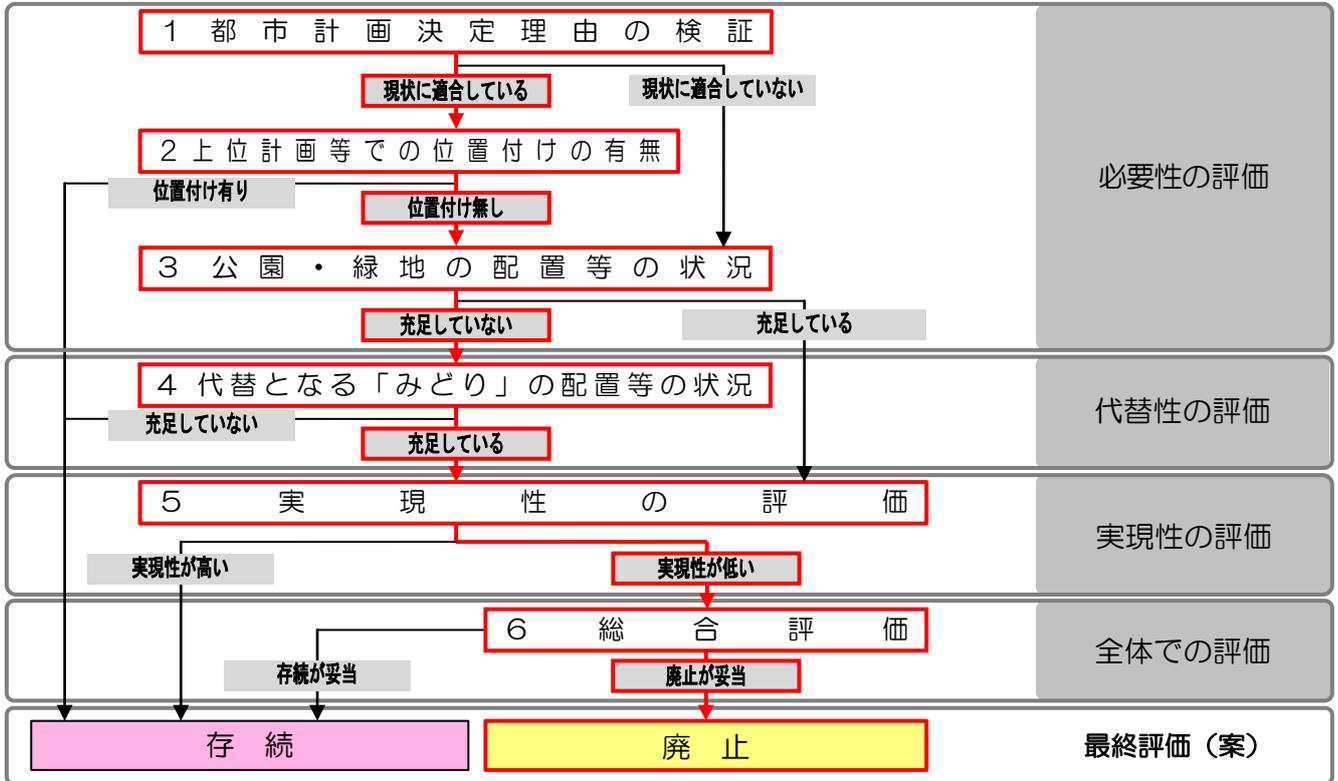
公園・緑地の評価調書

## 2・2・126 先斗町公園

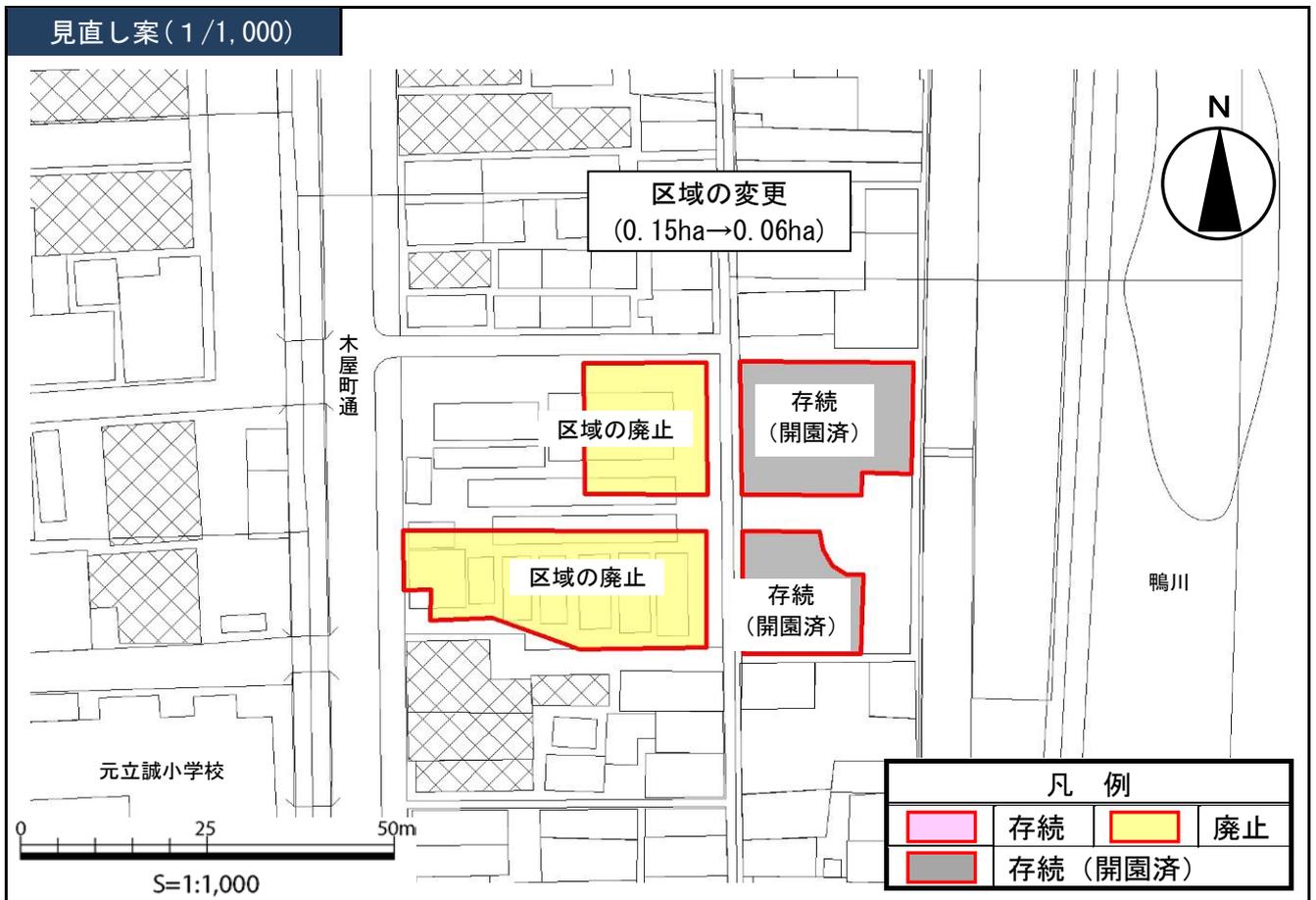
(平成25年1月21日)

# 先斗町公園の見直し方針

## 1. 見直し案



※詳細の評価内容は28先斗町-2頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



## 2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合している	都市計画決定理由（都市計画道路立誠通の計画との整合を図るとともに、先斗町駐車場の廃止による公園区域の拡大によって、公園利用者の利便性の向上を図る）は、現在も意義はある。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体的な整備に関する位置付けはない。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<公園・緑地の配置> 新京極公園及び新京極六角公園（街路広場）の誘致圏域と重複するエリアがあるものの、他の街区公園の誘致圏域と離れているため、街区公園の適正配置の観点において充足していない。
		<公園・緑地の面積> 誘致圏域内の一人当たり公園・緑地面積＝0.93 m <sup>2</sup> /人 ≤ 5m <sup>2</sup> /人 ※誘致圏の公園・緑地面積：0.06ha（街区公園 0.06ha）÷誘致圏の人口：647人
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<「みどり」の配置> 誘致圏域内において、環境保全、景観形成、レクリエーション、防災という公園・緑地が持つ機能を代替する「みどり」が一定充足している。 ・鴨川（環境保全、景観形成、レクリエーション、防災） ・大和大路新門前付近街路広場（環境保全、景観形成、防災） ・元立誠小学校・元有済小学校（防災）
		<「みどり」の面積> 誘致圏域内の一人当たり「みどり」面積＝57.34 m <sup>2</sup> /人 ≥ 5m <sup>2</sup> /人 ※代替となる「みどり」の面積：3.71ha（上記公園・緑地、鴨川 3.18ha、大和大路新門前付近街路広場 0.07ha、元立誠小学校 0.37ha、元有済小学校 0.03ha）÷誘致圏の人口：647人
5 実現性の評価	実現性が低い	<地域コミュニティの存続への影響> 地域コミュニティの存続への影響はない。
		<買収対象となる建築物の立地状況> 買収対象となる建築物はない。
		<関連事業の状況> （都）立誠通の整備と併せて公園整備を行う必要がある。道路整備時期は未定。
		<早期に整備効果が見込めるか> バイク駐車場の移転となると、代替地の確保等、事業の長期化が推定される。 用地買収は必要無いものの、バイク駐車場の移転となると代替地の確保等により事業の長期化が推定されることから、実現性が低いと判断する。
6 総合評価	廃止が妥当	避難所として元立誠小学校が近接しており、防災上の問題はない。

※[ ]は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



見直し案	区域の一部廃止 (0.15ha⇒0.06ha)
評価内容	未着手区域におけるバイク駐車場の移転となると代替地の確保等困難と推定されることから、未着手区域は廃止とする。

### 3. 公園の概要

公園名称(ふりがな)	先斗町公園(ぽんとちょうこうえん)	都市計画番号	2・2・126																
公園位置	中京区梅之木町	公園種別	街区公園																
都市計画決定告示(当初)	昭和35年12月3日	区域面積(当初)	0.095ha																
事業認可	—	経過年数(平成24年3月31日基準)	51年																
都市計画決定理由等	<p>当初理由：市道と鴨川の間を戦時に際し建物の強制疎開により街路広場としてあったが、土地の効率的利用を図るため、一部は別途自動車駐車場とし、一部を本案のように児童公園として計画しようとするものである。</p> <p>最終変更理由：本都市計画公園の変更は、先斗町公園の区域について、都市計画道路立誠通の計画との整合を図るとともに、先斗町駐車場の廃止による公園区域の拡大によって、公園利用者の利便性の向上を図ろうとするものである。</p>																		
都市計画決定告示(最終)	平成9年10月29日	区域面積(最終)	0.15ha																
都市計画変更の内容	(都)立誠通の追加決定に伴う公園区域の変更	用途地域(容積率)	商業地域(400%)																
都市計画施設等	(都)立誠通(未着手)と隣接																		
上位計画等での位置付け	個別具体の記述なし																		
地域防災計画	位置付けなし																		
位置図(1/10,000)	(先斗町公園の誘致圏域と周辺における同種(街区公園)都市計画公園の誘致圏域)																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span></td> <td>見直し対象公園</td> </tr> <tr> <td><span style="border: 2px dashed red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span></td> <td>上記の誘致圏域</td> </tr> <tr> <td><span style="border: 1px solid blue; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span></td> <td>同種都市計画公園誘致圏域</td> </tr> <tr> <td><span style="border: 2px dashed blue; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span></td> <td>同上(未着手有)</td> </tr> <tr> <td><span style="border: 1px solid orange; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span></td> <td>関連土地区画整理事業</td> </tr> <tr> <td><span style="background-color: #d9ead3; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span></td> <td>都市計画公園(開園済)</td> </tr> <tr> <td><span style="border: 1px solid green; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span></td> <td>都市計画公園(未着手)</td> </tr> </tbody> </table>				凡例		<span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	見直し対象公園	<span style="border: 2px dashed red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	上記の誘致圏域	<span style="border: 1px solid blue; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	同種都市計画公園誘致圏域	<span style="border: 2px dashed blue; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	同上(未着手有)	<span style="border: 1px solid orange; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	関連土地区画整理事業	<span style="background-color: #d9ead3; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	都市計画公園(開園済)	<span style="border: 1px solid green; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	都市計画公園(未着手)
凡例																			
<span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	見直し対象公園																		
<span style="border: 2px dashed red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	上記の誘致圏域																		
<span style="border: 1px solid blue; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	同種都市計画公園誘致圏域																		
<span style="border: 2px dashed blue; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	同上(未着手有)																		
<span style="border: 1px solid orange; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	関連土地区画整理事業																		
<span style="background-color: #d9ead3; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	都市計画公園(開園済)																		
<span style="border: 1px solid green; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	都市計画公園(未着手)																		

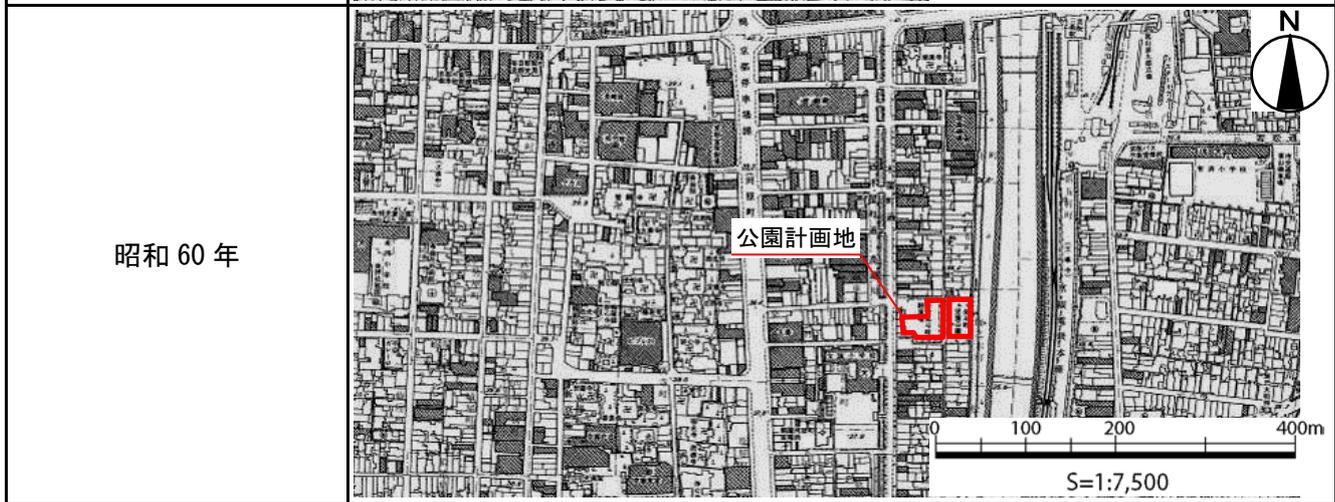
開園状況	一部開園済	公園設置年月日	昭和36年3月31日
現在の開園面積	0.06ha	未着手面積	0.09ha
整備の経過と現在の状況	戦時中の強制疎開による街路広場を活用して、当初決定部分は都市計画決定後即座に整備した。当初の決定通りに整備されたが、その後の(都)立誠通の都市計画決定による公園の追加部分が整備されていない。 施設の現況：築山、日本庭園、休憩施設、遊具等(平成22年に再整備)		
未着手部分の土地利用	バイク駐車場(市有地)		
樹林地等の有無	該当なし。		
現時点での整備予定	現時点で整備予定はない。		
整備の遅れによる地域の問題・課題	特になし。		
都市計画決定と開園部の整合状況	都市計画決定面積と開園面積の不整合はない。		



**公園周辺の市街化の変遷** 昭和38年の地図では、既に公園が整備されており（昭和36年公園設置）、公園の周辺地域において市街地が形成されている。

**現在人口及び人口密度（誘致圏内の町丁目人口）**  
 人口：799人、面積：24.2ha、人口密度：33.0人/ha  
 （誘致圏を構成する概ねの町別（25町）人口（国勢調査（H22.10.1））及び面積の合計）  
 誘致圏域（19.6ha）に換算した人口：647人

**市街化の変遷図** 1/7,500



都市公園等の 配置状況	近隣公園 以上	誘致圏内外	—
	街区公園	誘致圏内	・(都)先斗町公園(0.06ha, 開園部分) ・(都)新京極公園(0.10ha(街路広場), 300m西)
		誘致圏外	・(都)新京極六角公園(0.11ha(街路広場), 300m西) ・(都)生祥公園(0.07ha, 600m西) ・(都)三条東公園(0.09ha, 600m東)
	その他緑地	誘致圏内	・鴨川(3.18haのうち開園部分は0.00ha)
その他空地	誘致圏内 (小計: 0.47ha)	・大和大路新門前付近街路広場(0.07ha) ・元立誠小学校(0.37ha) ・元有濟小学校(0.60haのうち0.03ha)	
避難施設等の 分布状況	広域避難場所	京都御苑, 二条城, 円山公園	
	避難所	元立誠小学校: 誘致圏内, 元有濟小学校: 誘致圏外	
	避難路	河原町通(22m, 南北方向), 三条通(15m, 東西方向)	



# No.29

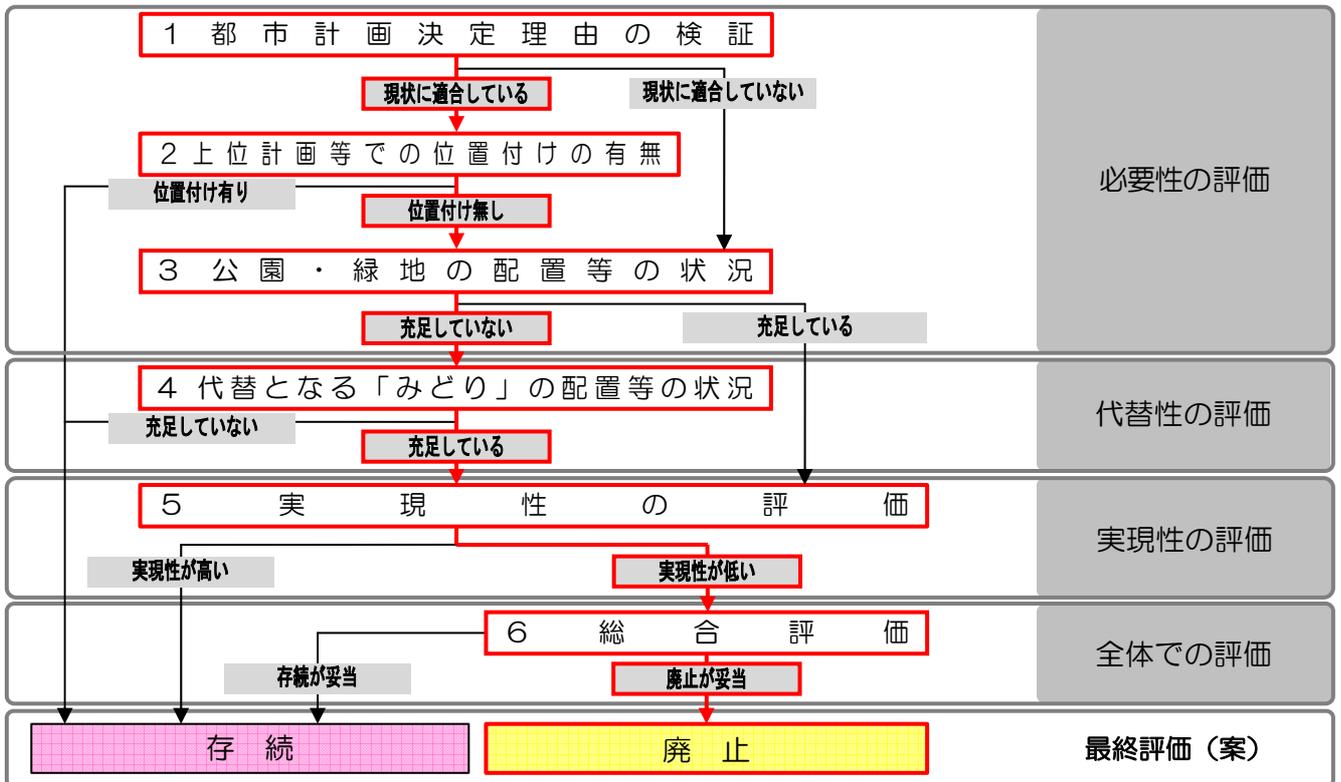
公園・緑地の評価調書

# 165 薩田公園

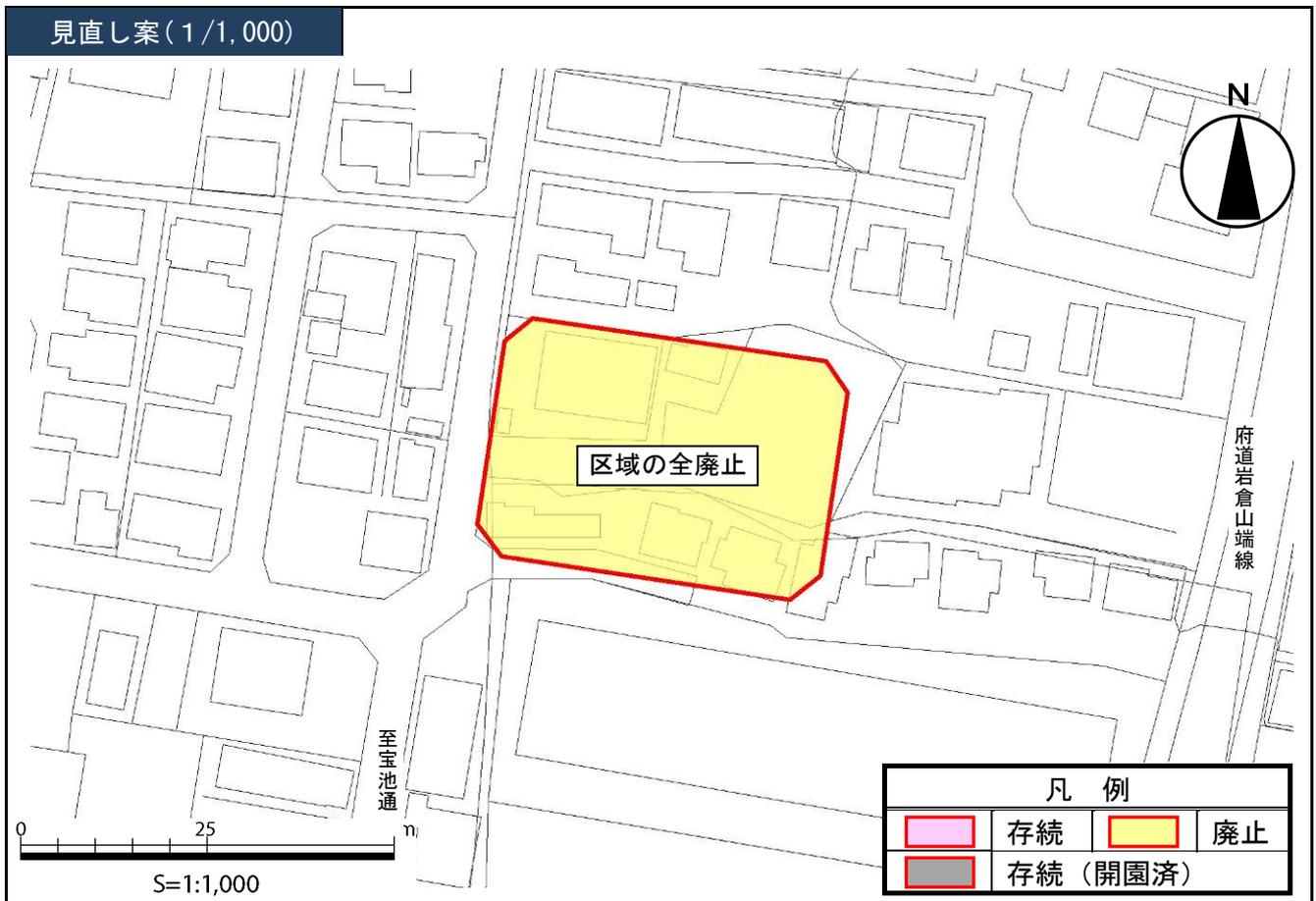
(平成25年1月21日)

# 薩田公園の見直し方針

## 1. 見直し案



※詳細の評価内容は29 薩田-2 頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



## 2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合している	都市計画決定理由（付近住民の利用に供する）は現在も意義がある。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体的な整備に関する位置付けはない。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<公園・緑地の配置> 池ノ内公園，鳥脇公園，鷺公園，三宅公園（街区公園）の誘致圏域と重複するエリアがあるものの，誘致圏域全域をカバーするには至らず，街区公園の適正配置の観点において充足していない。
		<公園・緑地の面積> 誘致圏域内の一人当たり公園・緑地面積＝0.35 m <sup>2</sup> /人 ≤ 5 m <sup>2</sup> /人 ※誘致圏の公園・緑地面積：0.05ha（街区公園 0.05ha）÷誘致圏の人口：1,440人
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<「みどり」の配置> 誘致圏域内において，環境保全，景観形成，レクリエーション，防災という公園・緑地が持つ機能を代替する「みどり」が一定充足している。 ・出亀山・花園川（環境保全，景観形成，防災） ・同志社高校グラウンド・岩倉こひつじ保育園（防災） ・ちびっこひろば（レクリエーション）
		<「みどり」の面積> 誘致圏域内の一人当たり「みどり」面積＝5.76 m <sup>2</sup> /人 ≥ 5 m <sup>2</sup> /人 ※代替となる「みどり」の面積：0.83ha（上記公園・緑地，同志社高校グラウンド 0.09ha，岩倉こひつじ保育園 0.17ha，出亀山 0.35ha，花園川 0.16ha，ちびっこひろば 0.01ha） ÷誘致圏の人口：1,440人
5 実現性の評価	実現性が低い	<地域コミュニティの存続への影響> 住宅（数棟）を買収する必要があり，地域コミュニティ継続上の課題が発生することが推定される。
		<買収対象となる建築物の立地状況> 住宅（数棟）
		<関連事業の状況> 洛北第一地区土地区画整理事業は見直し対象である。
		<早期に整備効果が見込めるか> 住宅の買収となると，権利者の合意形成等，事業の長期化が推定される。 住宅の買収が必要であり，権利者の合意形成等により事業の長期化が推定されることから，実現性が低いと判断する。
6 総合評価	廃止が妥当	広域避難場所として宝池公園が近接しており，また，同志社高校グラウンドが隣接しているため，防災上の問題はない。

※[ ]は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。

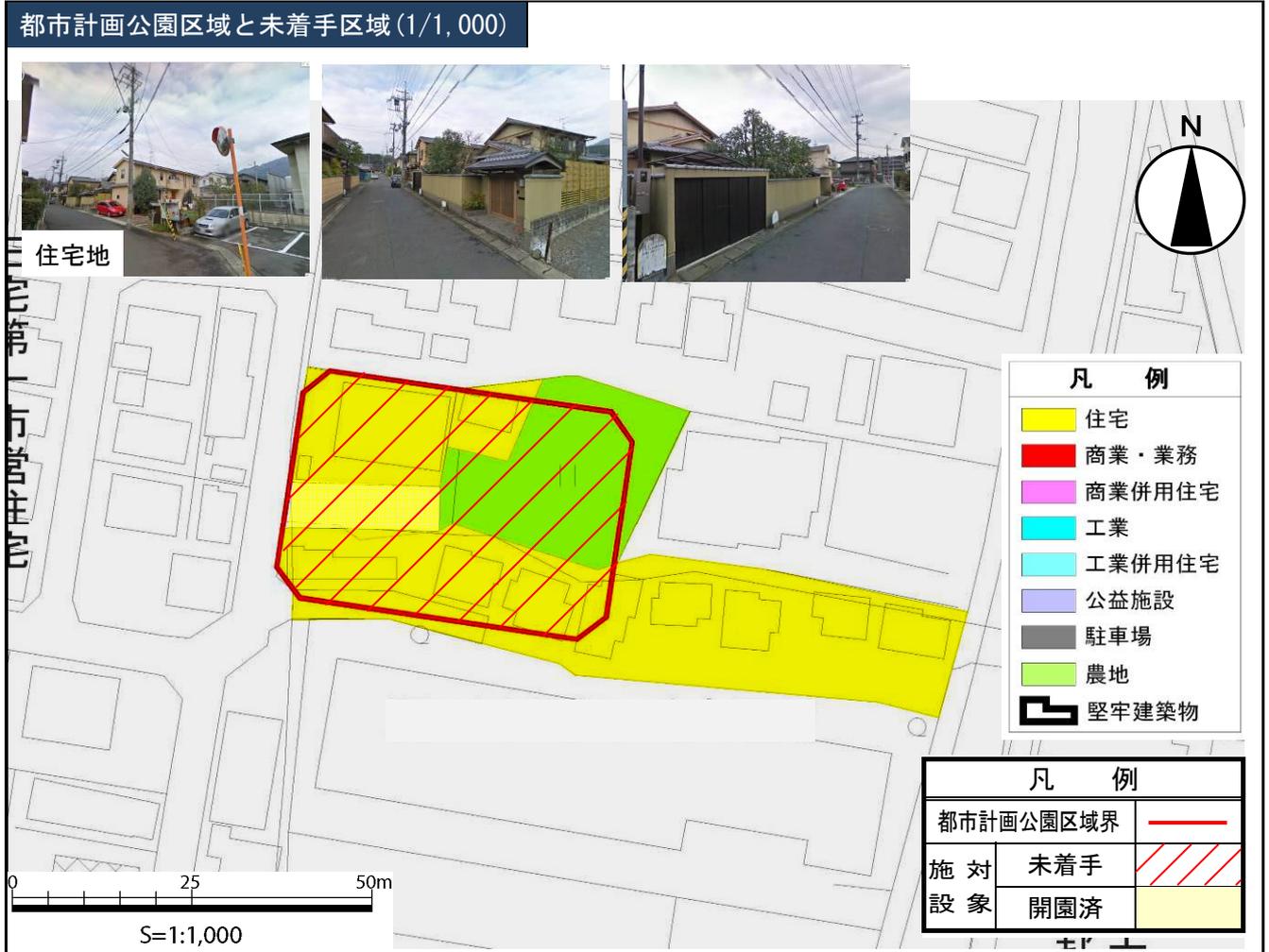


見直し案	区域の全面廃止 (0.20ha⇒0ha)
評価内容	未着手区域における住宅の買収は困難と推定されることから，未着手区域は廃止とする。

### 3. 公園の概要

公園名称(ふりがな)	薩田公園(さつたこうえん)	都市計画番号	165
公園位置	左京区上高野薩田町他	公園種別	街区公園
都市計画決定告示(当初)	昭和43年3月30日	区域面積(当初)	0.20ha
事業認可	—	経過年数(平成24年3月31日基準)	44年
都市計画決定理由等	<p>京都市北部の上賀茂地区、南部深草小久保地区および吉祥院石原地区は区画整理事業がほぼ完了して住宅地化が進んでおり、伏見醍醐地区西部の桂地区においてもすでに市住宅供給公社等による分譲住宅団地や公営住宅団地が完成しており、公園の需要度も日々高まっている。</p> <p>また、北部洛北地区においても区画整理事業が進展中であり、著しく住宅地化されることが予想される。</p> <p>この度、これらの地区内の公園予定地を都市計画決定し、年次計画により整備を進め付近住民の利用に供するものである。(他地区を含め16か所決定)</p>		
都市計画決定告示(最終)	変更なし	区域面積(最終)	0.20ha
都市計画変更の内容	—	用途地域(容積率)	第一種低層住居専用地域(60%)
都市計画施設等	洛北第一地区土地区画整理事業区域内(未着手部)		
上位計画等での位置付け	個別具体の記述なし		
地域防災計画	位置付けなし		
位置図(1/10,000)	(薩田公園の誘致圏域と周辺における同種(街区公園)都市計画公園の誘致圏域)		

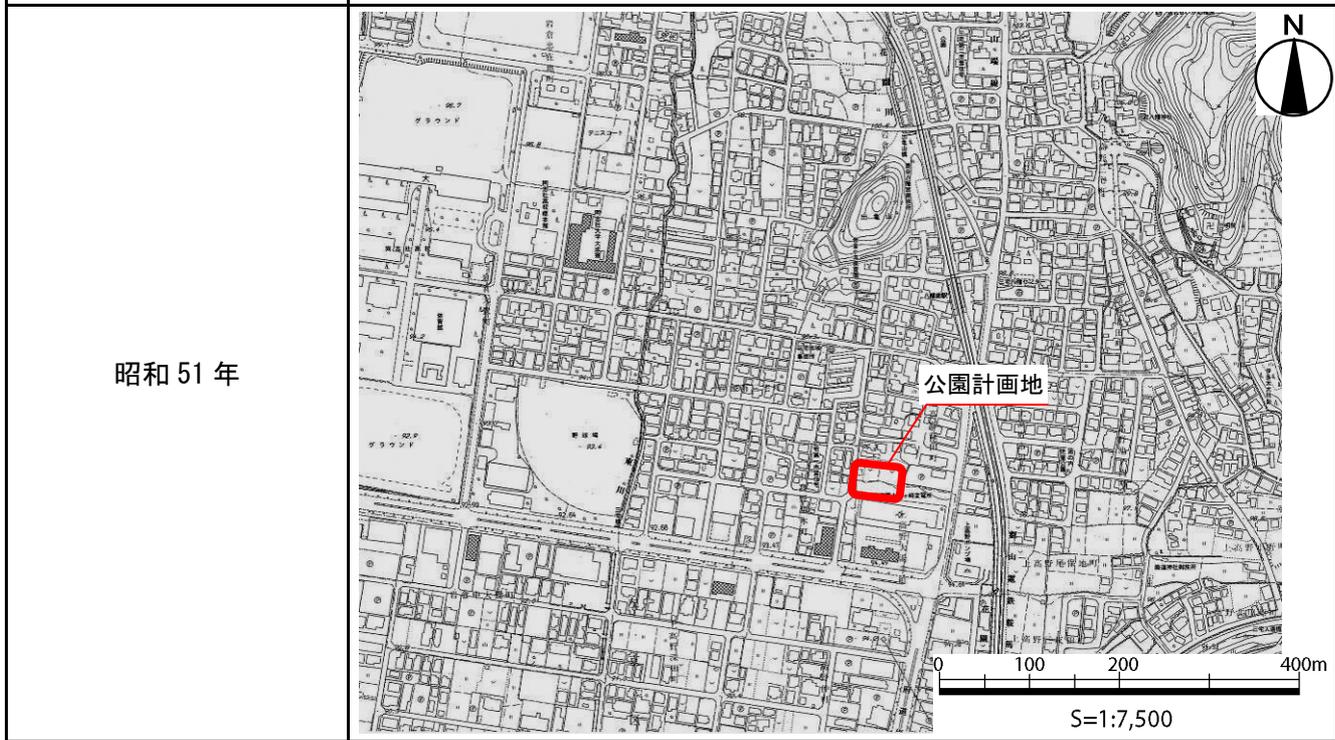
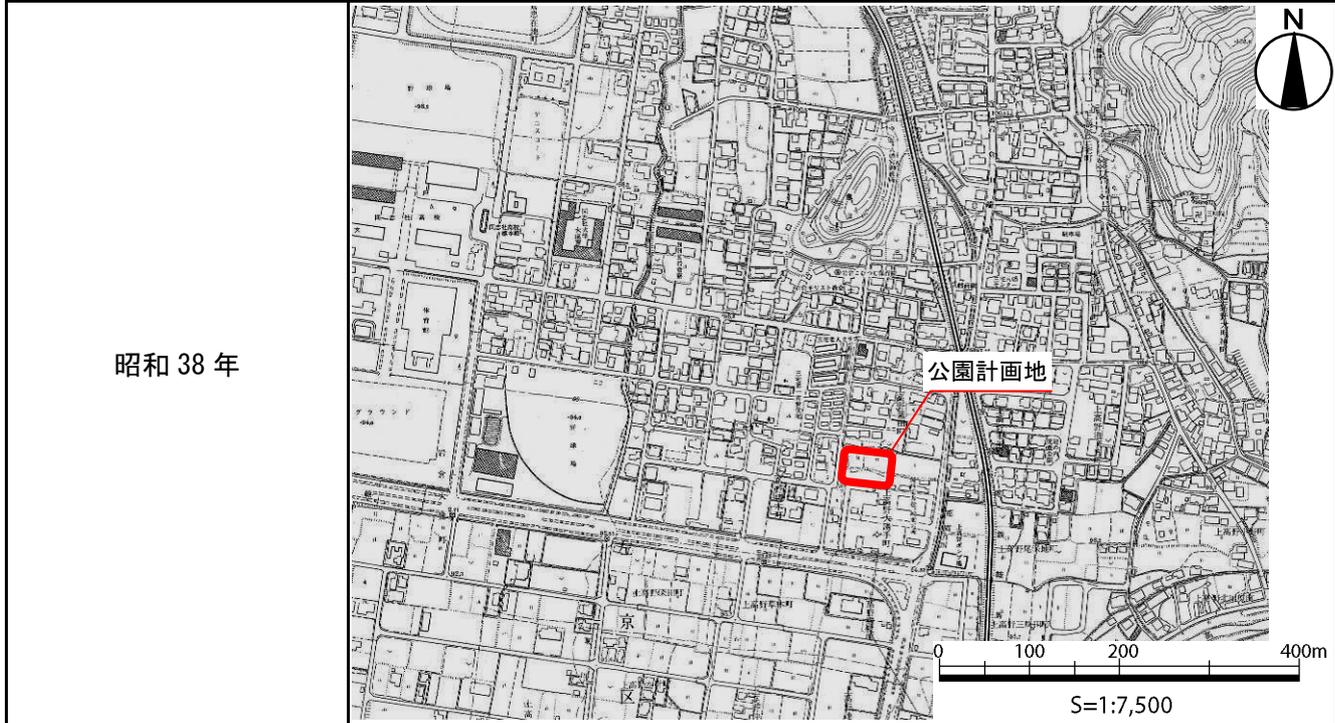
開園状況	全域で未着手	公園設置年月日	—
現在の開園面積	0ha	未着手面積	0.20ha(未着手率:100%)
整備の経過と現在の状況	洛北第一地区土地区画整理事業区域内で都市計画決定されたが、洛北第一地区区画整理事業の事業施行地区から外れているため、用地確保ができず、未着手となっている。 施設の現況：全域で未着手のため、公園施設はない。		
未着手部分の土地利用	住宅(数棟)、農地等		
	整備に向けた必要事項	用地買収 建物補償	民有地 0.20ha 物件数：数棟(住宅)
樹林地等の有無	該当なし。		
現時点での整備予定	現時点で整備予定はない。		
整備の遅れによる地域の問題・課題	都市計画法第53条により計画区域内での建築行為が制限され、土地の高度利用ができない。		
都市計画決定と開園部の整合状況	—		



**公園周辺の市街化の変遷** 昭和38年の地図では、公園計画地は農地であったが、昭和51年の地図では、一部宅地がみられ、公園周辺も市街化が進行している。

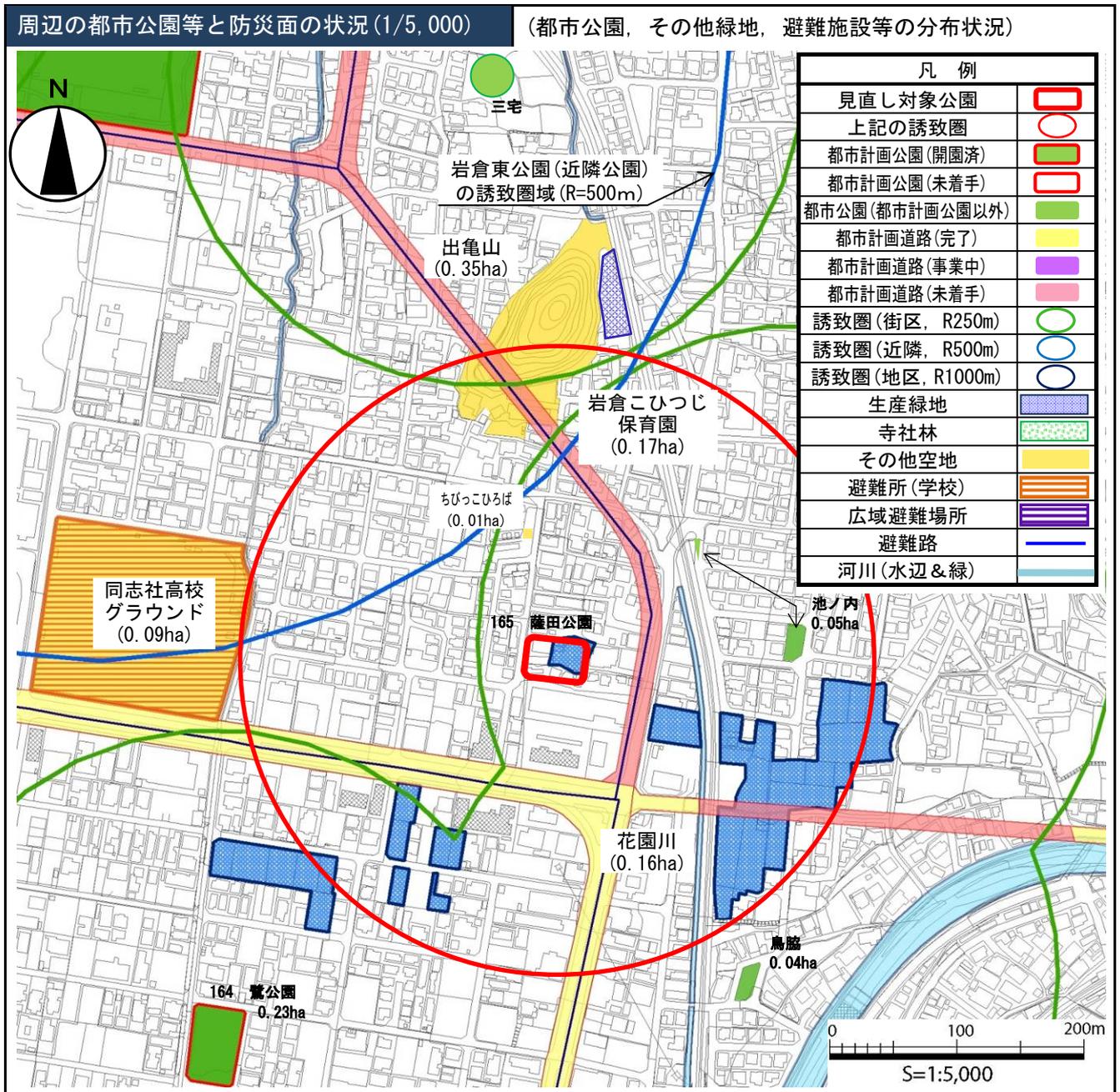
**現在人口及び人口密度(誘致圏内の町丁目人口)** 人口：2,777人、面積：37.8ha、人口密度：73.5人/ha  
 (誘致圏を構成する概ねの町別(10町)人口(国勢調査(H22.10.1)及び面積の合計)  
 誘致圏域(19.6ha)に換算した人口：1,440人

**市街化の変遷図** 1/7,500



都市公園等の配置状況	近隣公園以上	誘致圏外	・(都)岩倉東公園(2.9ha, 500m北西)
	街区公園	誘致圏内	・池ノ内公園(0.05ha, 200m東)
		誘致圏外	・鳥脇公園(0.04ha, 300m東南) ・(都)鷺公園(0.23ha, 400m南西) ・三宅公園(400m北)
	その他緑地	誘致圏内	—
その他空地	誘致圏内 (小計: 0.77ha)	・同志社高校グラウンド(2.25haのうち0.09ha) ・岩倉こひつじ保育園(0.17ha) ・花園川(0.16ha) ・出亀山(風致三種)(0.35ha) ・ちびっこひろば(0.01ha)	

避難施設等の分布状況	広域避難場所	宝池公園(700m南)
	避難所	上高野小学校(400m東南), 岩倉南小学校(500m西): 誘致圏域にない
	避難路	修学院幡枝線(27m, 東西), 上高野岩倉線(16m, 南北)



# No.30

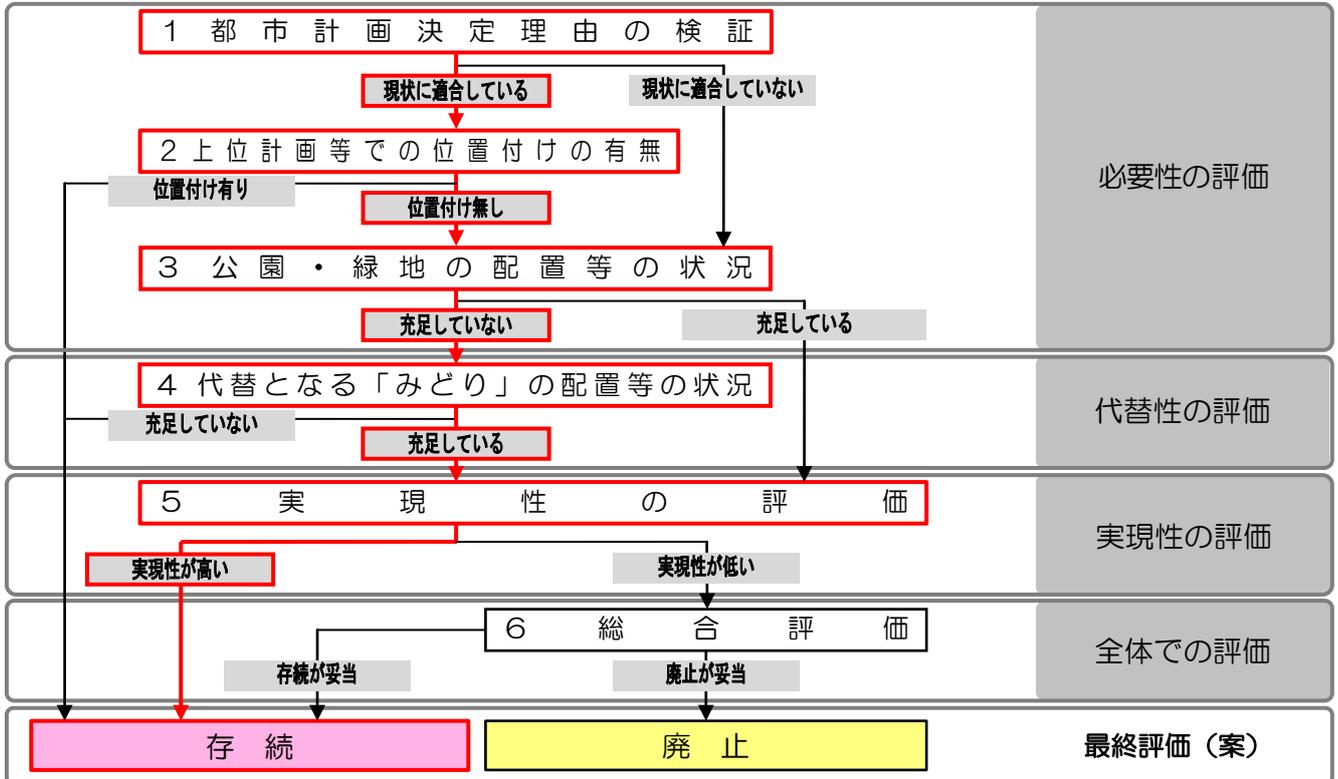
公園・緑地の評価調書

## 2・2・262 西河原北公園

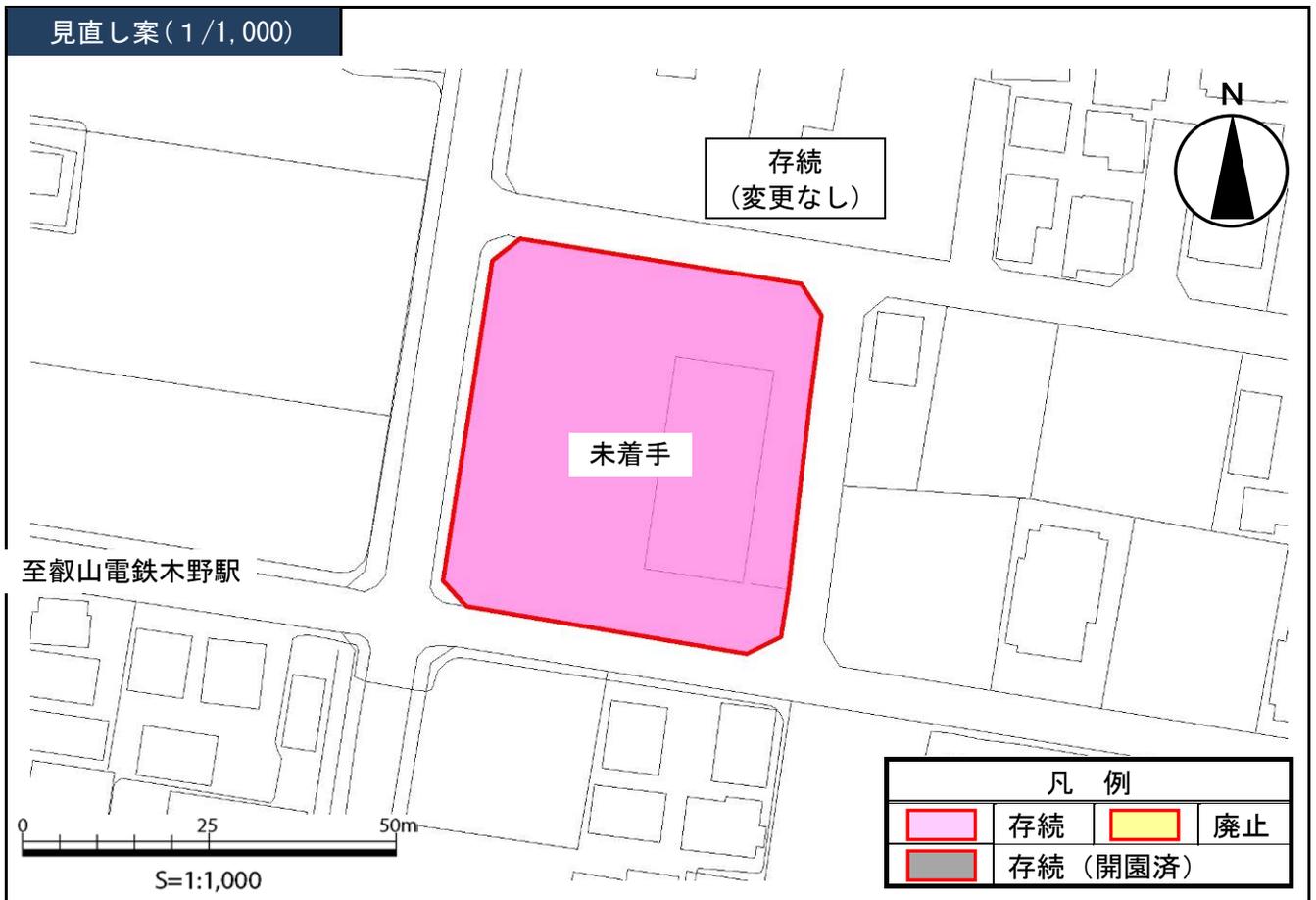
(平成25年1月21日)

# 西河原北公園の見直し方針

## 1. 見直し案



※詳細の評価内容は30西河原北-2頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



## 2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合している	都市計画決定理由（良好な住環境の整備を図るとともに、児童等の健全な遊び場を提供する）は現在も意義がある。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体の整備に関する位置付けはない。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<p>&lt;公園・緑地の配置&gt;                      中下在地公園，下在地公園，西河原公園，幡枝第一公園，幡枝第二公園（街区公園）の誘致圏域と重複するエリアがあるものの，誘致圏域全域をカバーするには至らず，街区公園の適正配置の観点からは充足していない。</p>
		<p>&lt;公園・緑地の面積&gt;                      誘致圏域内の一人当たり公園・緑地面積＝0 m<sup>2</sup>/人 ≤ 5 m<sup>2</sup>/人                      ※誘致圏の公園・緑地面積：0ha ÷ 誘致圏の人口：729人</p>
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<p>&lt;「みどり」の配置&gt;                      誘致圏域内において，環境保全，景観形成，レクリエーション，防災という公園・緑地が持つ機能を代替する「みどり」が一定充足している。                      ・山林（風致一種）（環境保全，景観形成，防災）</p>
		<p>&lt;「みどり」の面積&gt;                      誘致圏域内の一人当たり「みどり」面積＝43.20 m<sup>2</sup>/人 ≥ 5 m<sup>2</sup>/人                      ※代替となる「みどり」の面積：3.15ha（上記公園・緑地，山林（風致一種）3.15ha） ÷ 誘致圏の人口：729人</p>
5 実現性の評価	実現性が高い	<p>&lt;地域コミュニティの存続への影響&gt;                      地域コミュニティの存続への影響はない。</p>
		<p>&lt;買収対象となる建築物の立地状況&gt;                      買収対象となる建築物はない。</p>
		<p>&lt;関連事業の状況&gt;                      洛北第二地区土地区画整理事業（事業中）</p>
		<p>&lt;早期に整備効果が見込めるか&gt;                      洛北第二地区土地区画整理事業により計画区域が公園用地として確保されることから，早期の整備が見込まれる。                      洛北第二地区土地区画整理事業により計画区域が公園用地として確保されることから，実現性が高いと判断する。</p>
6 総合評価	—	—

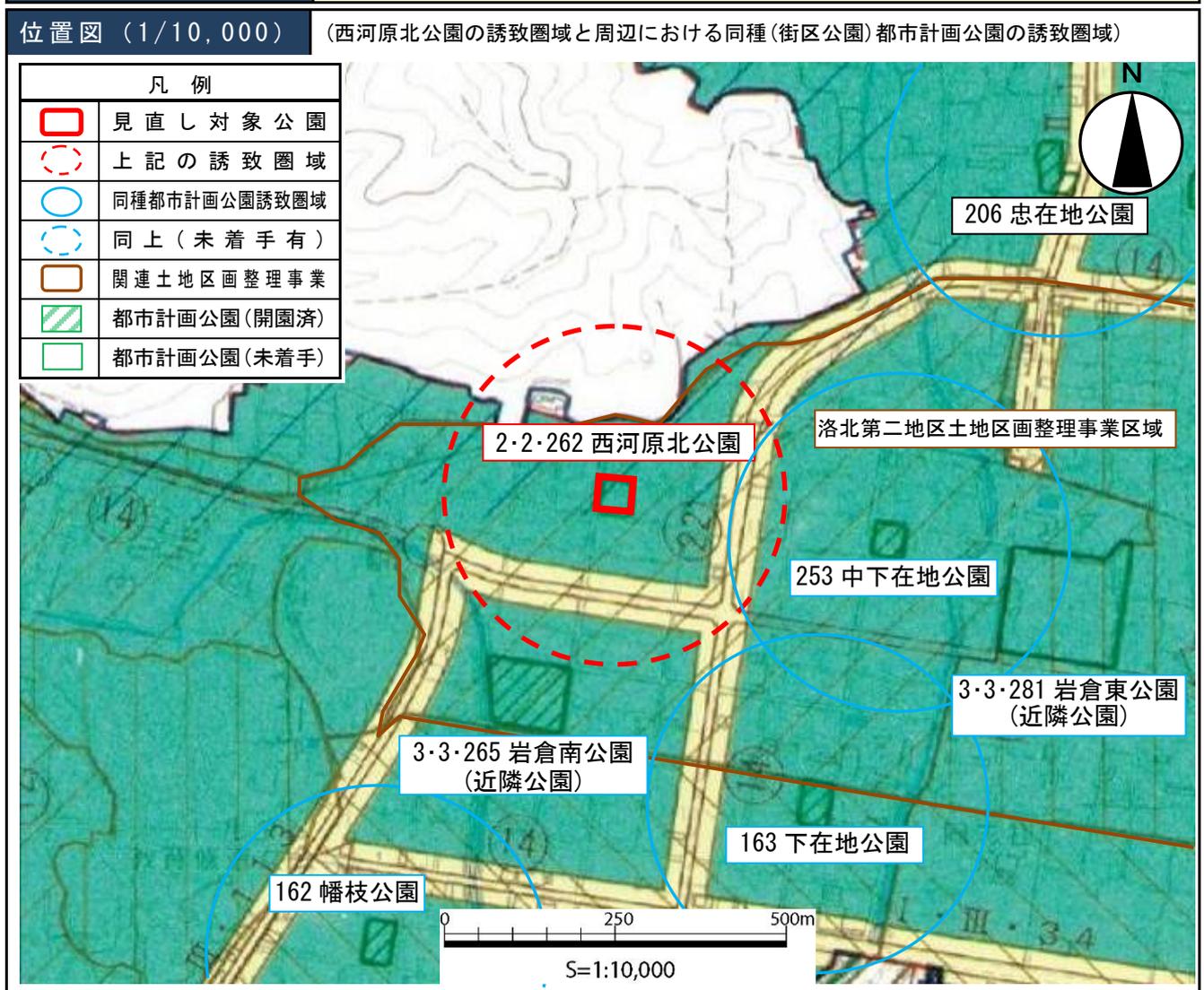
※[ ] は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



見直し案	存続（変更なし） (0.22ha⇒0.22ha)
評価内容	未着手区域は，洛北第二地区土地区画整理事業により公園用地として確保されることから存続とする。

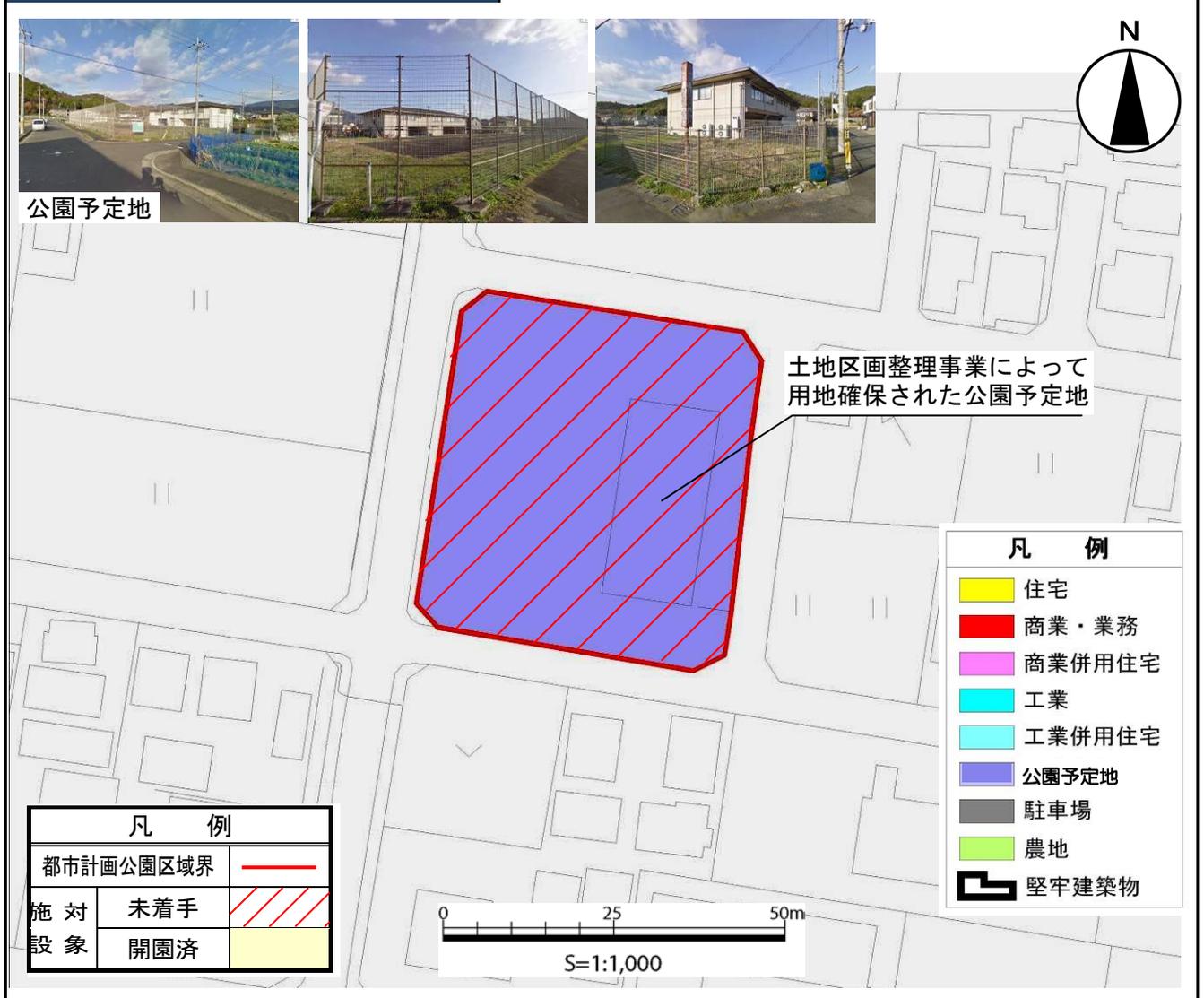
### 3. 公園の概要

公園名称（ふりがな）	西河原北公園（にしがわらきたこうえん）	都市計画番号	2・2・262
公園位置	左京区岩倉西河原町	公園種別	街区公園
都市計画決定告示（当初）	昭和63年4月7日	区域面積（当初）	0.22ha
事業認可	—	経過年数(平成24年3月31日基準)	23年
都市計画決定理由等	西河原北公園予定地は、洛北第二地区土地区画整理事業区域内に位置し、周辺地域の宅地化の進展により都市基盤の整備が急がれる地域であることから、本案のとおり都市計画公園を追加することにより、良好な住環境の整備を図るとともに、児童等の健全な遊び場を提供するものである。		
都市計画決定告示（最終）	変更なし	区域面積（最終）	0.22ha
都市計画変更の内容	—	用途地域（容積率）	第一種低層住居専用地域（60%）
都市計画施設等	洛北第二地区土地区画整理事業区域（事業中）		
上位計画等での位置付け	個別具体の記述なし		
地域防災計画	位置付けなし		



開園状況	未着手	公園設置年月日	—
現在の開園面積	0ha	未着手面積	0.22ha(未着手率:100%)
整備の経過と現在の状況	洛北第二地区土地区画整理事業により公園用地が確保される。		
未着手部分の土地利用	土地区画整理事務所が立地している(撤去予定)。		
樹林地等の有無	該当なし。		
現時点での整備予定	整備時期は未定。		
整備の遅れによる地域の問題・課題	特にない。		
都市計画決定と開園部の整合状況	—		

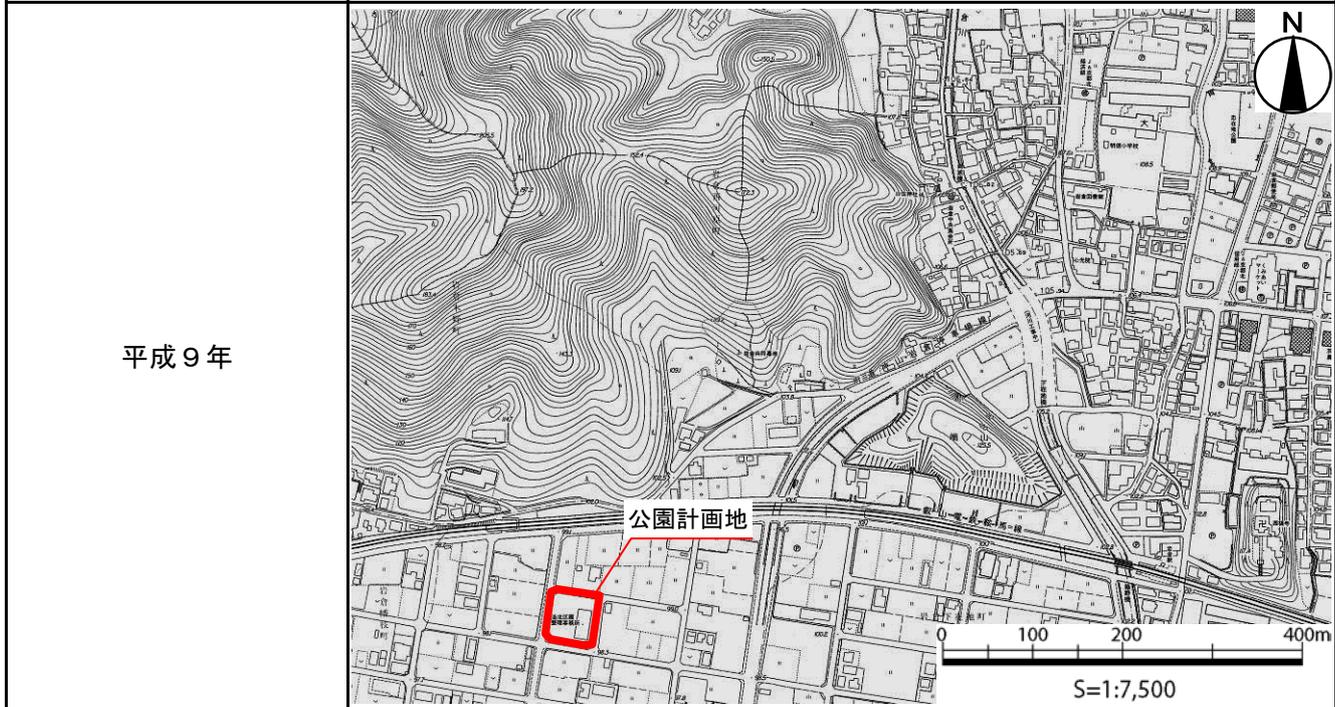
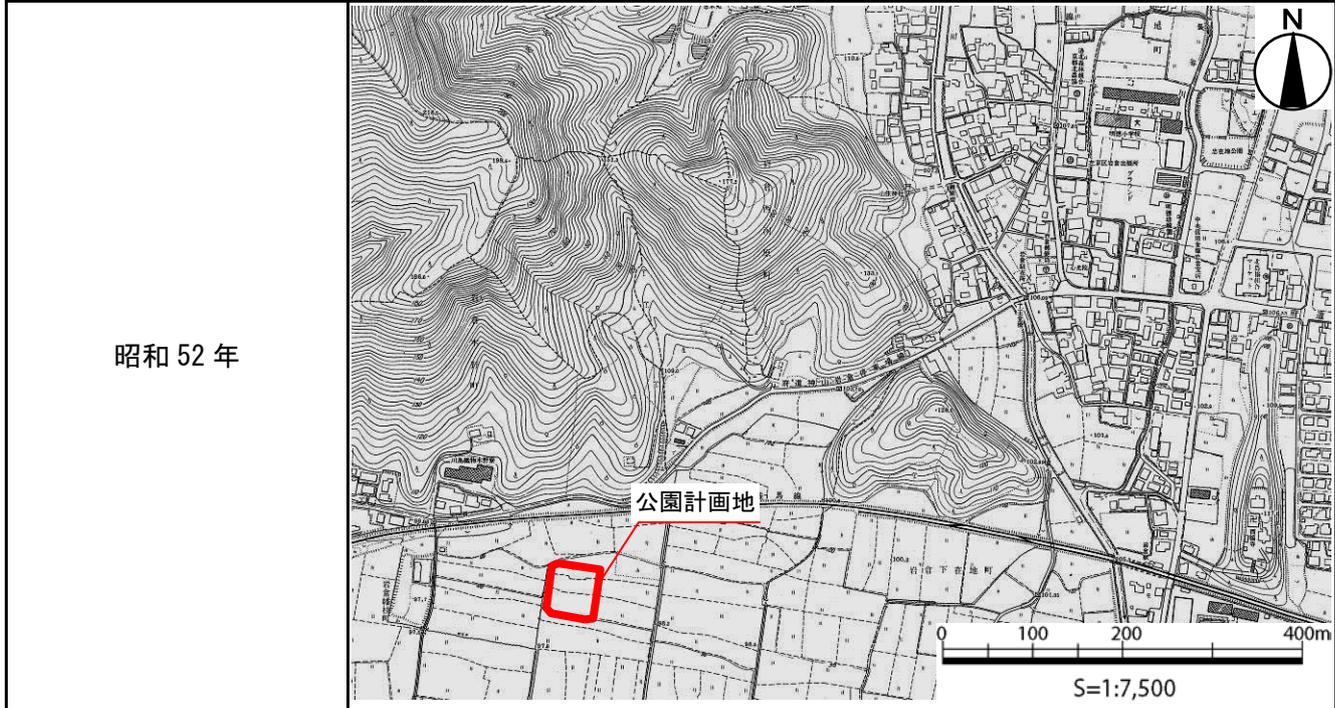
都市計画公園区域と未着手区域(1/1,000)



**公園周辺の市街化の変遷** 昭和52年の地図では、公園計画地周辺は一団の農地であったが、平成9年の地図では、土地区画整理事業により宅地化が進みつつある。

**現在人口及び人口密度(誘致圏内の町丁目人口)** 人口：1,712人、面積：46.0ha、人口密度：37.2人/ha  
 (誘致圏を構成する概ねの町別(1町)人口(国勢調査(H22.10.1))及び面積の合計)  
**誘致圏域(19.6ha)に換算した人口：729人**

**市街化の変遷図** 1/7,500



都市公園等の 配置状況	近隣公園上	誘致圏外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(都)岩倉南(西河原)公園(1.1ha, 300m南)</li> <li>・(都)岩倉東公園(2.9ha, 700m東)</li> </ul>
	街区公園	誘致圏内	—
		誘致圏外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(都)中下在地公園(0.22ha, 400m東)</li> <li>・(都)下在地公園(0.30ha, 400m東)</li> <li>・西河原公園(0.04ha, 300m北東)</li> <li>・幡枝第一公園(0.07ha, 400m西)</li> <li>・幡枝第二公園(0.03ha, 400m西)</li> <li>・幡枝公園(0.30ha, 700m南)</li> </ul>
	その他緑地	誘致圏内	・山林(風致一種: 3.15ha)
	その他空地	誘致圏内	—

避難施設等の 分布状況	広域避難場所	宝池公園(1.1km南)
	避難所	岩倉南小学校, 洛北中学校: 誘致圏外
	避難路	宝池通(20m, 南北方向), 上高野岩倉線(16m, 東西方向)

